

平成27年(2015年)3月24日

社会福祉法人姫路市社会福祉事業団行動計画

全ての職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい雇用環境の整備を行うことによって、全ての職員がその能力を十分に発揮することができ、また地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員 … 計画期間中に1人以上取得すること。

女性職員 … 取得率の現状(100%)から下回らないこと。

〈対策〉

- ・平成27年4月
- ・男性職員も育児休業が取得できることの周知・啓発
- ・出産支援休暇、育児参加休暇が取得できることの周知・啓発

目標2：職員の健康・メンタルヘルスを考慮し、所定外労働を削減するため現在実施しているノー残業デー(毎週水曜日)の徹底を図る。

〈対策〉

- ・平成27年4月
- ・メンタルヘルス相談及び試し出勤制度についての職員への周知
- ・所定外労働の削減に向けた周知、啓発の実施

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間10日以上とする。

〈対策〉

- ・平成27年4月
- ・管理職への通知及び職員への周知
- ・年休消化月間設定についての検討
- ・年次有給休暇の取得状況を定期的に把握し、取得促進を図る